

新型コロナウイルス感染症による影響をふまえ、 特別措置を実施しております③

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大状況をふまえ、以下のとおり保険金・給付金のお支払いに関する特別取扱いを実施いたします。

1. 保険金・給付金のお支払いに関する特別取扱い

医療保険等における「入院」につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）、または、自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱い、入院給付金等をお支払いいたします（注1）（注2）。

なお、2020年3月10日付でご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症は疾病に該当します。また、検査の結果「陽性」と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で入院している場合は、（疾病）入院給付金等のお支払対象となります。

（注1）医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。

（注2）ご契約内容によっては、給付金等のお支払いに、所定の要件（入院日数等）を満たすことが必要となる場合があります。

2. 主な対象商品

医療保険（メディカルKitNEO、メディカルKitR、メディカルKit、メディカルミニ、メディカルKitラヴ、メディカルKitラヴR等）および入院を保障する特約（疾病入院特約等）等

3. ご請求のお手続きについて

保険金・給付金等のご請求のお手続きは、当社の取扱者／代理店または「保険金請求受付専用ダイヤル」までご連絡ください。

お問い合わせ先	受付時間
■ 保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「イ」や「オ」等のカタカナで始まるご契約 0120-536-338	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日を除く)
■ (変額保険) 保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-765-322	平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

4. その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種お取扱い
次頁(1)～(7)については、既にお知らせしているお取扱いの内容です。

(1)契約者貸付に対する利息の免除

新規の契約者貸付について、以下のとおり利息を免除いたします。

対象契約者	契約者貸付が可能な個人保険・個人年金保険(注3)の契約者 (個人および法人)
金利	年利 0.0%(注4)
上記金利適用期間	新規貸付日から 2020 年 9 月 30 日まで
受付期間	2020 年 3 月 18 日から 2020 年 9 月 30 日まで

(注3) 契約者貸付を取り扱っていない商品、定額払済保険への変更を行っていない新変額保険(マーケットリンク)および払済保険への変更を行っていない変額保険・変額個人年金保険は適用対象外です。

(注4) お支払完了後に弊社より送付する「お支払のご案内」には「貸付利率 年利 3.00%」と記載されますが、貸付日から 2020 年 9 月 30 日までの貸付利率は年利 0.0%となります。

(2)保険契約の更新等の手続きに関する弊社指定期日後のお取扱いについて

保険契約の更新等の手続きについて、新型コロナウイルスの影響で弊社指定期日までに手続きが行えない場合、期日後のお申出を受け付けます。ただし、2020 年 9 月 30 日お申出分までとします。

(3)解約等の簡易迅速なお取扱い

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた契約者のご契約における解約等の手続きについて、お申出により、必要書類を一部省略する等、簡易迅速なお手続きをいたします。

(4)付帯サービスについて

従前よりご提供している商品付帯サービス「メディカルアシスト」(注5)(注6)では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っております。

(注5) 弊社の契約者(法人を除く)・被保険者およびそのご親族(配偶者、6 親等以内の血族、3 親等以内の姻族)が対象です。

(注6) 提携企業である東京海上日動メディカルサービス株式会社より提供しております。

(ご参考)東京海上日動メディカルサービス株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」を案内しています。また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

(5)保険料払込猶予期間の延長

お申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を 2020 年 9 月 30 日まで延長します。

※新型コロナウイルス感染症の罹患日・お申出日等に関わらず 2020 年 9 月 30 日までとなります。

(6)契約者貸付等の簡易迅速なお取扱い

契約者貸付等について、お申出により、必要書類を一部省略する等、簡易迅速なお支払いをいたします。

(7)保険金・給付金のお支払い

- ・新型コロナウイルス感染症によりご入院・ご通院された場合は、弊社所定の書類(入院等事情申告書)と医療機関発行の領収書等をご提出いただくことでお手続きをいたします。
- ・お手元に領収書がないときは保険金請求受付専用ダイヤルにご相談ください。
- ・通院給付金のご請求の場合は領収書等のご提出は不要です。

お取扱いの詳細につきましては、弊社または東京海上日動火災保険(株)の営業課支社、取扱者/代理店、もしくは以下「お問い合わせ先」までご連絡ください。

措置の内容	お問い合わせ先	受付時間
(1)契約者貸付の利息免除((6)簡易迅速なお取扱いを含む)	■カスタマーセンター ※証券番号が「イ」や「オ」等のカカナで始まるご契約 0120-560-834	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日を除く)
(2)保険契約の更新等の手続き	■変額保険テレホンサービス ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-652-104	平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)
(3)解約等の手続き		
(5)保険料払込猶予期間の延長		
(再掲)	■保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「イ」や「オ」等のカカナで始まるご契約 0120-536-338	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日を除く)
(7)保険金・給付金のお支払いに関する特別取扱い	■(変額保険)保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-765-322	平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

以上